

令和2年3月27日

金沢大学東京事務所の臨時休業のお知らせ

令和2年3月25日の東京都知事会見において、新型コロナウイルス罹患者が都内で急増していることから、感染爆発の重大局面と捉え、自宅勤務等、行動制限を伴う種々の要請がありました。

このことを受け、金沢大学東京事務所について、下記の日程を臨時休業とさせていただきますので、お知らせいたします。東京事務所をご利用される場合は、臨時休業の日程にご注意ください。

なお、4月13日以降の同事務所の取り扱いについては、当該感染症の拡大状況を鑑み、臨時休業を延長する可能性があり、現在受け付けている予約を取り消させていただきます場合があることを申し添えます。

記

【臨時休業】

令和2年3月30日（月）～ 令和2年4月10日（金）

【臨時休業中の東京事務所利用について】

臨時休業中の東京事務所の利用については、時間外利用として取り扱います。

また、臨時休業中の利用予約については東京事務所ウェブサイトのご利用案内から「金沢大学東京事務所の利用について」をご確認の上、利用予定日の7日前までに利用申請書をメールにて東京事務所にご提出ください。



<http://www.adm.kanazawa-u.ac.jp/tokyo/>